

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶からの油の排出基準について、北極海域に係る特例を定めること。

(第一条の八、第一条の九及び別表第一の五関係)

第二 船舶からの有害液体物質の排出基準について、北極海域に係る特例を定めること。

(第一条の十一及び別表第一の七関係)

第三 船舶からのふん尿等の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めること。

(第三条及び別表第二関係)

第四 船舶等からの廃棄物の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めること。

(第四条、第四条の二、第九条の三、別表第二の二、別表第三及び別表第四関係)

第五 この政令は、平成二十九年一月一日から施行するものとする。

(附則関係)